

**（車両接近通報装置）**

**第67条の3** 車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の7の告示で定める基準は、協定規則第138号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6に限る。）に定める基準とする。